

市有財産の無償譲渡に係る公募要項

令和8年(2026年)2月

八王子市教育委員会

生涯学習スポーツ部文化財課郷土資料館担当

目 次

1 公募の趣旨	1
2 公募内容	1
3 公募期間	1
4 応募資格	2
5 応募要件	2
6 応募に際しての留意事項	3
7 応募の無効	4
8 選定方法	4
9 選定後の手続	4
10 その他	4
11 提出及び連絡先	4

参考資料

- 別添資料1 鼠木戸詳細
- 別添資料2 申込書類作成要領
- 別添資料3 譲渡にかかるスケジュール

1 公募の趣旨

公益財団法人日本財団が支援する一般財団法人にっぽん文楽プロジェクトから本市へ寄附された木造組立舞台は桑都の杜に常設し、民俗芸能及び市民の発表の場として活用します。

このたび市では、寄附に含まれていた鼠木戸(※)について、市内の伝統文化団体、文化に携わる個人又は市内法人へ譲渡し、有効活用を期待するため公募します。

«にっぽん文楽プロジェクトについて»

平成27年(2015年)3月に人形浄瑠璃・文楽の振興を目的に、公益財団法人日本財団が設立し、(株)田野倉建築事務所の設計により、移動が容易な木造組立式舞台を製作し、4年間で全国7か所を公演しました。

<https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/nippon-bunraku>

※鼠木戸とは、芝居や見世物小屋の入口に設けられ、無銭入場者を防ぐための狭い戸のことといい、にっぽん文楽プロジェクトでは、チケット販売及び入場口として活用されました。

2 公募内容

鼠木戸の譲渡先

※鼠木戸の詳細は別添資料1「鼠木戸詳細」のとおりです。

※現在、鼠木戸は部材の状態で奈良県の倉庫内に保管されています。

3 公募期間

(1) 受付日程

以下の公募締め切りまでに必要書類をご提出ください。

締め切り:令和8年(2026年)3月6日(金)

※応募に際しては、最新の状況をホームページ等によりご確認ください。

確認場所(八王子市ホームページ)

トップ > 八王子市について > 八王子市のプロフィール > 八王子の歴史・文化財
> 文化財課からのお知らせ>市有財産(鼠木戸)の無償譲渡に係る公募

(2) 提出書類

別添資料2「申込書類作成要領」提出資料一覧のとおり。

選定にあたり、応募書類の内容について審査を行います。応募書類の様式類については、市ホームページよりダウンロードしてください。

配布場所(八王子市ホームページ)

トップ > 八王子市について > 八王子市のプロフィール > 八王子の歴史・文化財

> 文化財課からのお知らせ>市有財産(鼠木戸)の無償譲渡に係る公募

(3) 提出方法

事前予約のうえ、八王子市郷土資料館事務室にご持参ください。郵送、メール便、電子メール等での提出は認めません。

※応募書類に不備のある場合は受付できませんので、事前の相談や期限に余裕を持った提出をお願いします。

(4) 提出者

内容についてお伺いする場合がありますので、応募書類の内容を説明できる方が持参してください。

(5) 応募書類の作成方法及び部数

別添資料2「申込書類作成要領」のとおり

4 応募資格

本公募に参加できるのは市内在住の個人、市内に活動拠点を有する団体・個人、市内に住所のある法人です。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、公募に参加できません。

- (1) 過去3年間において法人若しくは代表者に国税及び地方税の滞納がある。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、それらの利益となる活動を行う法人及び同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人及び個人である。

なお、譲渡後暴力団の活動に利すると認められた場合は、八王子市暴力団排除条例第7条に基づき、当該決定を取り消します。

5 応募要件

- (1) 鼠木戸を公益的に活用できること。
- (2) 受領者は、鼠木戸の運搬・建設費用等を負担すること。

※運搬・建設に係る費用は、概算で運搬費が100万円、建設費は設置場所が屋内外により変動しますが、1,050万円程度(地盤が良好な屋外の場合)と見積もっています。

※鼠木戸は特殊な建物のため、譲渡後、設計・監理は株式会社田野倉建築事務所(東京都世田谷区豪徳寺2丁目30-16)、及び、運搬・建設は株式会社山匠(福岡県筑紫野市阿志岐2155)に依頼すること。(大工や下職の入れ替え等、相談は可能です。)

- (3) 鼠木戸受領後、5年以上申込書に記載した方法により活用すること。

※災害等受領者の責によらない事情により活用できなくなった場合を除く。

6 応募に際しての留意事項

- (1) 応募の多寡にかかわらず、審査の結果、適正な活用が見込まれない場合には、選定いたしません。
- (2) 鼠木戸の活用方法は関係法令に適合したものであることと、各関係部署と事前に相談及び確認をしていること。
都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害防止法、消防法、文化財保護法、及び東京都建築安全条例など関係法令及び各種要綱、八王子市景観条例、八王子市地区まちづくり推進条例、八王子市民の生活環境を守る条例など関係法令、各種条例、各種要綱等。
※鼠木戸を屋外に設置する場合、基礎工事・屋根工事が必要になります。また、建築基準法第22条(屋根不燃指定区域)により、屋根及び外壁の不燃化が必要です。その他、鼠木戸は床面積200m²以下、平屋建てのため、建築基準法第6条第1項第3号に規定されている、新3号建築物扱いとなり、構造計算書は不要になります。
- (3) 鼠木戸の建設にあたり、新たに土地の取得、または借入れを行う場合、応募時において取得、借入れ済みである必要はないが、譲渡までに取得、借入れが確実であること。
- (4) 鼠木戸建設用地権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求、審査により選定されなかったことや応募の無効などによる損害等について、八王子市は一切責任を負いません。
- (5) 応募にあたって必要な経費は、すべて応募当事者の負担になります。
- (6) 応募者が活用する用途に合わせ、鼠木戸の軽微な改造は可能です。ただし、株式会社田野倉建築事務所及び株式会社山匠と調整及び見積もりは本市からの譲渡後にお願いします。
- (7) 提出された情報については、他の目的には利用しませんが、個人情報を除く情報については、法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- (8) 応募書類の提出以降、応募者の都合による応募書類の変更、追加等は認められません。市が必要と判断した場合は、書類の修正や追加資料の提出を求める場合があります。
- (9) 当公募要項に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。
- (10) 審査の公正・公平性を担保するため、応募書類の裏付けや疑問点について、関係機関等に照会するなどの調査を行うことがあります。
- (11) 応募書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (12) 応募に当たって質問がある場合は、事務局へ電子メールにて令和8年(2026年)2月24日(火)午後5時までに質問書を送付してください。市ホームページ上に掲示する「質問書」の様式をダウンロードして使用してください。
質問に対する回答は2月27日(金)までに、市ホームページ上に掲載します。

7 応募の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

- (1) 応募者に応募資格がないことが判明した場合
- (2) 応募書類に重大な不備や虚偽の記載がある場合
- (3) 不正な行為があった場合
- (4) 上記のほか、市長が不適当と認めた場合

8 選定方法

(1) 選定工程

本公募における鼠木戸の譲渡先は、書類審査を経て、市長が決定します。

ア 書類審査は申込書記載の内容について、本件要項に適合するかを評価します。

イ 応募が1者のみの場合でも、審査基準に基づき審査を行います。

(2) 選定結果の通知

文書により通知します。

(3) 応募者の公表

譲渡先決定後、決定した個人・団体名をホームページで公表します。また、市議会で選定結果を報告する際など、応募者名を公表する場合があります。

9 選定後の手続

選定により鼠木戸の譲渡先の決定後、鼠木戸の譲渡にかかる契約を締結します。締結後、別添資料3「譲渡にかかるスケジュール」に従い鼠木戸を譲渡します。

鼠木戸の譲渡は保管している倉庫において行います。受領後、速やかに鼠木戸を活用場所まで運搬してください。

10 その他

本要項に定めるもののほか、公募に関して必要な事項は、市長が別途定めます。

11 提出及び連絡先

〒192-0832

八王子市散田町2-37-1(教育センター併設埋蔵文化財整理室)

八王子市生涯学習スポーツ部文化財課郷土資料館(事務室)

電話 042-629-9896(直通)

e-mail b320401@city.hachioji.tokyo.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時(土日及び祝日を除く)